

ふじみ野市

の 上福岡市 ⊕ 大井町合併

の暮らし



合併したら 何が変わるの？

10月1日
合併

もくじ

- 1 合併後の住所表示について
- 2 住所表示の変更による手続き等
- 3 新市の暮らしについて

表示している問い合わせ先は、
9月30日までのものです。

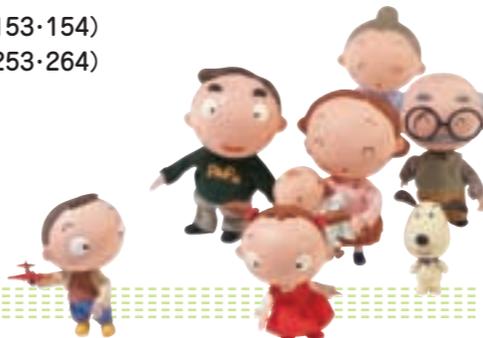
1 合併後の住所表示について

市町名および町・字名は下記のとおり変わります。これに伴い、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、このリーフレットを参考に必要な手続きをお願いします。

手続きの際に**市町名、町・字名変更の証明書**が必要な場合は、10月3日以降両庁舎市民課・上福岡駅前出張所で**証明書（無料）**を交付しますので、**認め印を持参のうえ、ご利用ください。**

問い合わせ先 上福岡市役所 市民課(☎261-2611内線153・154)
大井町役場 住民課(☎261-2811内線253・264)

なお、国民健康保険証や各種証明書等、合併前に両市町が発行したもののほとんどは、合併後もそのまま使うことができます。また、**電話番号、郵便番号の変更はありません。**



1 新市の名称

合併前	合併後
上福岡市	ふじみ野市
入間郡大井町	ふじみ野市

2 町名の変更内容

合併前	合併後
上福岡市中央	ふじみ野市福岡中央
上福岡市武蔵野	ふじみ野市福岡武蔵野
入間郡大井町中央	ふじみ野市大井中央
入間郡大井町大字武蔵野	ふじみ野市大井武蔵野

3 字名の変更内容

住所の名称から「大字」および、番地に付されている「の」は削除します。

【例】 **合併前** 上福岡市大字福岡100番地の1

合併後 ふじみ野市福岡100番地1

【例】 **合併前** 入間郡大井町大字西鶴ヶ岡1000番地の1

合併後 ふじみ野市西鶴ヶ岡1000番地1

4 住所表示

●上福岡市●

合併前	合併後
上福岡市大字川崎	ふじみ野市川崎
上福岡市川崎	ふじみ野市川崎
上福岡市清見	ふじみ野市清見
上福岡市大字福岡	ふじみ野市福岡
上福岡市福岡	ふじみ野市福岡
上福岡市中福岡	ふじみ野市中福岡
上福岡市池上	ふじみ野市池上
上福岡市大字福岡新田	ふじみ野市福岡新田
上福岡市水宮	ふじみ野市水宮
上福岡市本新田	ふじみ野市本新田
上福岡市新田	ふじみ野市新田
上福岡市大字駒林	ふじみ野市駒林
上福岡市駒西	ふじみ野市駒西
上福岡市新駒林	ふじみ野市新駒林
上福岡市富士見台	ふじみ野市富士見台
上福岡市上福岡	ふじみ野市上福岡
上福岡市西	ふじみ野市西
上福岡市北野	ふじみ野市北野
上福岡市大原	ふじみ野市大原

合併前	合併後
上福岡市中央	ふじみ野市福岡中央
上福岡市南台	ふじみ野市南台
上福岡市武蔵野	ふじみ野市福岡武蔵野
上福岡市丸山	ふじみ野市丸山
上福岡市霞ヶ丘	ふじみ野市霞ヶ丘
上福岡市上野台	ふじみ野市上野台
上福岡市滝	ふじみ野市滝
上福岡市上ノ原	ふじみ野市上ノ原
上福岡市西原	ふじみ野市西原
上福岡市松山	ふじみ野市松山
上福岡市築地	ふじみ野市築地
上福岡市中丸	ふじみ野市中丸
上福岡市長宮	ふじみ野市長宮
上福岡市中ノ島	ふじみ野市中ノ島
上福岡市仲	ふじみ野市仲
上福岡市谷田	ふじみ野市谷田
上福岡市花ノ木	ふじみ野市花ノ木
上福岡市元福岡	ふじみ野市元福岡

●入間郡大井町●

合併前	合併後
入間郡大井町大字大井	ふじみ野市大井
入間郡大井町大井	ふじみ野市大井
入間郡大井町大字苗間	ふじみ野市苗間
入間郡大井町苗間	ふじみ野市苗間
入間郡大井町大字亀久保	ふじみ野市亀久保
入間郡大井町亀久保	ふじみ野市亀久保
入間郡大井町鶴ヶ岡	ふじみ野市鶴ヶ岡
入間郡大井町鶴ヶ舞	ふじみ野市鶴ヶ舞
入間郡大井町大字武蔵野	ふじみ野市大井武蔵野
入間郡大井町大字西鶴ヶ岡	ふじみ野市西鶴ヶ岡

合併前	合併後
入間郡大井町西鶴ヶ岡	ふじみ野市西鶴ヶ岡
入間郡大井町緑ヶ丘	ふじみ野市緑ヶ丘
入間郡大井町東久保	ふじみ野市東久保
入間郡大井町旭	ふじみ野市旭
入間郡大井町うれし野	ふじみ野市うれし野
入間郡大井町市沢	ふじみ野市市沢
入間郡大井町中央	ふじみ野市大井中央
入間郡大井町桜ヶ丘	ふじみ野市桜ヶ丘
入間郡大井町ふじみ野	ふじみ野市ふじみ野



2 住所表示の変更による手続き等



市役所の業務関係

区分	該当者	具体的な手続き等
戸籍票	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。市役所において変更します。
印鑑登録証	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。現在の市町の印鑑登録証はそのまま使えます。また、ご希望の方にはふじみ野市役所本庁舎および大井総合支所の市民課で新市の印鑑登録証と交換します。希望する方は、現在の市町の印鑑登録証と運転免許証または健康保険証など、本人確認ができるものを持参してください。
外国人登録証明書	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、来庁の際に変更の記載をします。
住民基本台帳カード	登録者	●写真なしのカードをお持ちの方は、そのまま使えます。 ●写真付きのカードをお持ちの方は、カードの裏面に新住所の記載が必要になります。合併後、ふじみ野市役所本庁舎および大井総合支所の市民課で記載しますので、来庁の際にカードをお持ちください。
公的個人認証	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証 国民健康保険特定疾病療養受療証	被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、新しい被保険者証等をお送りします。
老人保健医療受給者証 老人保健特定疾病療養受療証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 老人医療費受給者証	受給者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、新しい受給者証等をお送りします。
国民年金被保険者・年金受給者の住所 母子健康手帳	被保険者・年金受給者 手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。
身体障害者手帳（赤い手帳） 療育手帳（緑の手帳）	手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありませんが、変更を希望する方は、合併後に手帳を持参のうえ来庁し、手続きをしてください。
心身障害者医療費受給者証 重度心身障害児（者）医療費受給者証 受給証明書	受給者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、新しい受給者証等をお送りします。

県の業務関係

区分	該当者	具体的な手続き等	関係機関（窓口）
旅券（パスポート）	所持者	住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効になりますのでご注意ください。	パスポートセンター川越支所 ☎049-229-1520
	申請者	旅券（パスポート）発給申請のために申請時6か月以内に取得した住民票、戸籍謄（抄本）は、合併前のものでも使用できます。	

区分	該当者	具体的な手続き等
精神障害者保健福祉手帳 精神障害者通院医療費公費負担患者票	手帳等をお持ちの方	住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。
児童手当	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。
児童扶養手当証書	受給者	住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。
特別児童扶養手当証書	登録者	住所変更の手続きは必要ありませんが、更新を希望する方は、合併後に証書を持参のうえ来庁し、手続きをしてください。
乳幼児医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給者証	資格証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、新しい資格証等をお送りします。
介護保険被保険者証 介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証	被保険者証・各種認定証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、新しい被保険者証等をお送りします。
保育園（所）、学校への住所変更手続き		公立の保育園（所）、小学校、中学校および高校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、私立の学校等は、各学校等にお問い合わせください。
原動機付き自転車等の標識及び交付証明書	標識の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。なお、合併前に交付されている標識（ナンバープレート）は、合併後も引き続き使えます。合併後に新規登録および標識変更を希望する場合は、新しいナンバープレートを交付します。新市における50cc以下のナンバープレートは、ふじみ野市役所本庁舎では「あ・・・1」から、大井総合支所では「か・・・1」から交付します。50ccを超えるナンバープレートは、お問い合わせください。
交通災害共済	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。
犬の登録	犬の飼い主	住所変更の手続きは必要ありません。なお、犬の鑑札は合併後もそのままお使いください。

区分	該当者	具体的な手続き等	関係機関（窓口）
宅地建物取引業免許証	免許証、主任者証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、免状を新住所に変更を希望する場合は、通常の変更届をしてください。	川越県土整備事務所（建築担当） ☎049-243-2102
宅地建物取引主任者証			
狩猟免許証	狩猟免許の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	西部環境管理事務所 ☎049-244-1250
母子・寡婦福祉資金貸付金 児童扶養手当証書	貸付を受けている方 手当受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	埼玉県庁・子育て支援課 ☎048-830-3320

食品衛生法にかかる許可 理容所の開設 美容所の開設 クリーニング営業 旅館営業の許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 許可証の住所は合併前のままでも問題ありません。 なお、許可証を新住所に変更を希望する場合は、通常の変更届をしてください。	所沢保健所富士見支所 ☎049-253-6667 ※平成18年4月1日以降は所沢保健所 ☎04-2922-2167
特定建築物の届出	届出をしている方		所沢保健所 ☎04-2922-2167
被爆者健康手帳 第1種健康診断受診者証 第2種健康診断受診者証 被爆者二世健康手帳	手帳等をお持ちの方	手帳の住所は合併前のままでも差し支えありません。 変更を希望する場合は、手帳を提出して変更をしてください。	所沢保健所富士見支所 ☎049-253-6667
介護サービス提供事業者の指定	指定を受けている事業者	住所変更の手続きは必要ありません。	人間福祉保健総合センター ☎04-2929-4117
建設業許可	許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い、会社名、組織名等が変わる場合は、変更手続きが必要です。	埼玉県庁・建設業課 ☎048-830-5183 川越県土整備事務所(管理担当) ☎049-243-2021
道路占用許可証 河川占用許可証	占用許可を受けている方		川越県土整備事務所(建築担当) ☎049-243-2102
建築士事務所登録 建築士住所	建築士事務所開設者および建築士	住所変更の手続きは必要ありません。	

運転免許証	免許証の交付を受けている方	免許の更新申請、再交付申請等の際に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 なお、更新前に変更を希望する方は、管轄する警察署または運転免許センターで手続きをしてください。	東入間警察署 ☎049-269-0110 (埼玉県警察運転免許センター) ☎0485-43-2001)
自動車保管場所証明書	証明書の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合は、通常の変更手続きをしてください。	
自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合は、通常の手続きをしてください。	
警備業認定証			
通行禁止道路通行許可証 道路使用許可証 駐車許可証 荷台乗車許可証 設備外積載許可証 制限外積載許可証 制限外けん引許可証	許可証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合は、通常の変更手続きをしてください。	
警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証	資格者証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、本籍の記載の変更を希望する場合は、通常の手続きをしてください。	

官公署等関係

区分	該当者	具体的な手続き等	関係機関(窓口)
電話番号 電話帳に掲載されている住所 郵便番号	電話利用者(加入者)	電話番号は変わりません。 住所変更の手続きは必要ありません。	NTT116センター 局番なしの116番
郵便貯金通帳等 簡易保険	預金者等 契約者等	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望する方は、郵便局の窓口で手続きをしてください。	各郵便局
キャッシュカード(郵便局)	カード所有者	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、 詳細は各郵便局の窓口にお問い合わせください。	
預金通帳	預金者等	普通預金通帳、定期預金証書等は、住所変更の手続きは必要ありません。 なお、当座預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要になる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	お取引引きの金融機関
キャッシュカード	カード所有者	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、 詳細は各金融機関の窓口にお問い合わせください。	
保険証書(証券)等	保険加入者	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、 詳細は各保険会社の窓口にお問い合わせください。	お取引引きの保険会社
自賠責保険	保険加入者	住所変更の手続きは、各保険会社等に確認してください。	各保険会社等
クレジットカード	カード所有者	詳細は、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	お取引引きのクレジットカード会社
各種有価証券	株券等の有価証券所有者	詳細は、各取扱窓口にお問い合わせください。	各規約等に定める窓口

区分	該当者	具体的な手続き等	関係機関(窓口)
電気使用者の住所	使用者等	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電力埼玉カスタマーセンター ☎0120-99-5441
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		所在変更の手続きは必要ありません。 法務局において職権で変更します。	さいたま地方務局川越支局 ☎049-243-3804
不動産所有者、抵当権者、仮登記簿の権利者(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	両市町内の土地・建物の所有者、両市町内の土地・建物に担保等(抵当権など)の権利をお持ちの方、両市町内の土地・建物に仮登記の権利をお持ちの方	所在変更の手続きは必要ありません。合併により、住所の表示が変更になりますが、みなし規定により読み替えられますので、そのままでも問題ありません。 なお、新しい住所表示に変更を希望する方は、ふじみ野市が発行する住所変更の証明書を登記申請書に添付して申請できます。この登記の際の登録免許税は必要ありません。	
会社等(商業登記簿・法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	両市町内に本支店を置いている会社・法人	本店、主たる事務所および役員の住所変更の手続きは必要ありません。 法務局において職権で修正します。 なお、この修正がされるまでの間に変更を希望する方は、ふじみ野市が発行する住所変更の証明書を登記申請書に添付して変更の申し出ができます。この申し出は無料です。	さいたま地方務局川越支局 ☎049-243-3804
国民年金被保険者及び国民年金、厚生年金の受給者の住所	被保険者及び受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	川越社会保険事務所 ☎049-242-2345
自動車検査証	軽自動車(三・四輪)の使用者、所有者 二輪の軽自動車(126cc~250cc)二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者、所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は住所の変更登録をしたうえで手続きをしてください。	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 ☎049-258-8011 所沢自動車検査登録事務所 ☎04-2998-1600

3 新市の暮らしについて

上福岡市・大井町合併準備推進本部で確認された、各種事務事業の『調整方針』は次のとおりです。

※合併してからの予算措置や議会の議決が必要なものもあるため、実施の時期については、変更になるものもあります。

1 市役所の名称

両市町とも名称が変わります

合併前	合併後
上福岡市役所(本庁舎)	ふじみ野市役所(本庁舎)
上福岡市役所第2庁舎	ふじみ野市役所第2庁舎
上福岡市役所第3庁舎	ふじみ野市役所第3庁舎
大井町役場	ふじみ野市大井総合支所
大井町役場第二庁舎	ふじみ野市大井総合支所第2庁舎
上福岡市役所出張所	ふじみ野市役所出張所



2 ふじみ野市役所案内

●ふじみ野市役所 〒356-8501 ふじみ野市福岡1丁目1番1号 ☎049-261-2611(代表)

本庁舎業務案内

課室名等	業務内容
1階 市民課	戸籍、住民票、印鑑登録、国民年金、外国人登録など
1階 国保医療課	国民健康保険の資格・給付・賦課、老人・乳幼児・ひとり親・重度障害の医療など
1階 高齢福祉課	高齢者福祉、介護保険など
1階 出納室	現金・有価証券の出納・保管、決算、県収入証紙の出納など
2階 人事課	職員の人事・給与・福利厚生・共済・研修など
2階 税務課	市税関係の課税・調査・証明など
2階 収税課	市税(国保税を含む)の徴収・収納管理・納税相談など
2階 暮らし安全課	コミュニティ、町会・自治会、平和・国際交流、文化、防災、防犯、市民・女性相談など
2階 福祉課	生活相談、民生・児童委員など
2階 子育て支援課	家庭児童相談、児童手当、児童虐待防止、女性保護、保育など
2階 障害福祉課	障害者の更生援護・手当、障害福祉団体など
3階 総合政策室	総合振興計画、職員定数、行政改革、広域行政など
3階 秘書広報室	市長・助役の秘書・渉外・交際、広報広聴、陳情・要望受付など
3階 財政課	予算、決算、財政計画、財政状況の公表、地方債、交付税関係など
3階 情報統計課	電子計算組織の管理、統計調査、情報公開、個人情報保護など
3階 庶務課	条例・規則、人権政策、同和問題、男女共同参画など
3階 監査委員事務局	監査事務、公平委員会事務など
3階 選挙管理委員会	各種選挙執行管理、選挙人名簿調製管理など
4階 議会事務局	議会事務、議会運営、会議の傍聴、請願・陳情等の受付など

第2庁舎業務案内

課室名等	業務内容
1階 環境課	環境保全対策、自然保護、廃棄物対策、犬の登録など
1階 産業振興課	商工業の振興、消費生活センター、労働相談、農業の振興など
2階 管財課	庁舎・庁用車管理、市有財産管理、契約など
2階 まちづくり整備課	市街地整備、土地区画整理など
2階 道路課	交通安全対策、放置自転車対策、道路の維持管理、道路の境界確認など
2階 工事検査室	工事検査など
3階 都市計画課	上福岡地域の用途地域関係、開発行為の許可、公園管理、緑化推進など
3階 建築課	上福岡地域の建築確認・完了検査、市営住宅など
3階 下水道課	下水道の普及・促進、下水道使用料など

その他

- B棟1階 市民相談室
人権・法律・行政・困りごと・女性相談等に関する相談窓口になります。
- 上野台体育館
駒林体育館と上野台体育館の利用受付をします。

※ふじみ野市立上福岡保健センター(保健課)は、ふじみ野市総合センター「フクトピア」1階(位置は合併前と同様)です。

3 ふじみ野市大井総合支所案内

●ふじみ野市大井総合支所 〒356-8555 ふじみ野市大井中央1丁目1番1号 ☎049-261-2811(代表)

大井総合支所業務案内

課室名等	業務内容
1階 市民課	戸籍、住民票、印鑑登録、国民年金、外国人登録など
1階 税務課	市税関係の課税・調査・証明など
1階 収税課	市税(国保税を含む)の徴収・納税相談など
1階 地域福祉課	高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、民生・児童委員など
1階 子育て支援課	家庭児童相談、児童手当、児童虐待防止、女性保護、保育など
1階 国保医療課	国民健康保険の資格・給付・賦課、老人・乳幼児・ひとり親・重度障害の医療など
1階 出納室分室	市税等の収納・還付、県収入証紙の出納など
1階 水道部業務課	水道料金、量水器の検針など
1階 水道部施設課	水道施設の工事、給水申し込み、水道メーター交換、水質検査など
2階 企画財政課	行政改革、広報広聴、大井総合支所内の予算編成、統計調査、情報公開、個人情報保護など
2階 総務課	条例・規則、人権政策、同和問題、男女共同参画、職員研修・福利厚生、大井総合支所の庁舎・庁用車管理など
2階 自治産業課	コミュニティ、町会・自治会、国際交流、防災、防犯、市民・女性相談、商工業の振興、労働相談、農業の振興など
2階 環境課	環境保全対策、自然保護、廃棄物対策、犬の登録など
2階 都市計画課	大井地域の用途地域関係、開発行為の許可、公園管理など
2階 まちづくり整備課	市街地整備、大井地域の建築確認、下水道、土地区画整理など
2階 建設課	交通安全対策、放置自転車対策、道路の維持管理、道路の境界確認など
3階 生涯学習課(文化財保護)	文化財の保護・保存・調査・指定・資料収集、埋蔵文化財の発掘調査、刊行物の作成頒布など
3階 体育課	スポーツ振興、社会体育施設管理、学校開放施設の利用など

第2庁舎業務案内

課室名等	業務内容
1階 生涯学習課(生涯学習)	生涯学習の推進、人権教育の推進、社会教育関係団体、芸術・文化活動の振興、青少年教育など
1階 学校教育課	就学指導、学校保健、児童・生徒の安全対策、教育相談、就学援助、通学区域関係など
2階 (教育委員会)	高校大学等入学準備金貸付・奨学資金貸付関係、幼稚園園奨励費関係、学校備品の管理、教育財産の統括管理など
2階 総務課	

※ふじみ野市立大井保健センター(保健課)の場所は合併前と同様です。

4 ふじみ野市役所出張所案内

●ふじみ野市役所出張所 〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘1丁目1番1号 ☎049-261-0353

業務案内 戸籍・住民票・印鑑登録証明・母子健康手帳の交付

※現在の大井町にお住まいの方も、合併時から出張所で、上記の業務を利用できるようになります。



5 市税(国民健康保険税含む)について

税目	内容	納期
個人市民税	現在の上福岡市・大井町ともに、均等割・所得割ともに税率の変更はありません。	第1期6/1～6/30 第2期8/1～8/31 第3期10/1～10/31 第4期翌年1/1～1/31
法人市民税	均等割・法人税割ともに税率の変更はありません。	
軽自動車税	税率、登録等の手続きともに変更はありません。	定期5/1～5/31
固定資産税	税率は1.4%で変更はありません。	
都市計画税	現在の上福岡市	合併後も今までどおり(税率0.25%)で、変更ありません。
	現在の大井町	今までどおり(税率0.3%)で変更ありません。 平成18年度から税率が0.25%に変更になります。
国民健康保険税	現在の上福岡市・大井町ともに、税率の変更はありません。	現在の上福岡市
		現在の大井町

※納期の末日が土・日曜日・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

※合併後(10月から)、休日納税相談は毎月最終日曜日(午前8時30分～午後5時、ふじみ野市役所(本庁舎)1階、ふじみ野市大井総合支所1階、夜間納税相談は毎月最終木曜日(午後5時～8時、ふじみ野市役所(本庁舎)1階)になります。

問い合わせ先 上福岡市 税務課(☎261-2611内線130・138)
大井町 税務課(☎261-2811内線256・257)

6 保育料について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに今までどおりで、変更ありません。
平成18年度から **国の保育料基準表を参考に、適正な保育料を算出し統合します。**

問い合わせ先 上福岡市 児童福祉課(☎261-2611内線197)
大井町 児童保育課(☎261-2811内線296)

7 児童手当の支給日について

合併時 現在の上福岡市 今までどおりで変更ありません。
現在の大井町 **定時払いの支給日が、10月、2月、6月の各月15日に変更になります。**

問い合わせ先 上福岡市 児童福祉課(☎261-2611内線199)
大井町 児童保育課(☎261-2811内線296)

※合併前大井町の市街化区域農地に対して課する固定資産税および都市計画税は、合併特例法に基づき、合併した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税をしません。



8 放課後児童健全育成事業について

合併時 現在の上福岡市 今までどおりで、変更ありません。(1児童センター、6児童館)
現在の大井町 今までどおりで、変更ありません。(6学童保育所)

※利用方法等も、当分の間、変更ありません。

問い合わせ先 上福岡市 児童福祉課(☎261-2611内線197)
大井町 児童保育課(☎261-2811内線296)

9 乳幼児医療費の支給について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに今までどおりで、変更ありません。
対象者は、入・通院費とも小学校就学期に達するまでの乳幼児です。

問い合わせ先 上福岡市 健康保険課(☎261-2611内線224)
大井町 健康増進課(☎261-2811内線273)

10 私立幼稚園就園奨励費について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに今までどおりで、変更ありません。
平成18年度から **上福岡市と大井町の制度に若干の違いがあるため、一部を見直していく予定です。**

問い合わせ先 上福岡市 教育委員会総務課(☎261-2611内線625)
大井町 教育委員会総務課(☎261-2811内線222)

11 老人医療費の支給について

合併時 現在の上福岡市 今までどおり資格対象年齢は65歳から69歳までで、変更ありません。
現在の大井町 **資格対象年齢は65歳から69歳までになります。**

問い合わせ先 上福岡市 健康保険課(☎261-2611内線224)
大井町 健康増進課(☎261-2811内線273)

12 老人福祉センターについて

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに、両市町にあるセンターを利用できます。
市内在住の60歳以上の方は、無料です。

問い合わせ先 上福岡市 高齢福祉課(☎261-2611内線181)
大井町 福祉課(☎261-2811内線251)



13 敬老祝い金について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに平成17年度中は今までどおりで、変更ありません。
平成18年度から **対象者および支給金額を見直していく予定です。**

問い合わせ先 上福岡市 高齢福祉課(☎261-2611内線181)
大井町 福祉課(☎261-2811内線251)

14 介護保険事業について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに賦課方式は今までどおりで、変更ありません。
平成18年度から **賦課方式を統一していきます。**

問い合わせ先 上福岡市 高齢福祉課(☎261-2611内線183)
大井町 健康増進課(☎261-2811内線299)

15 障害者福祉タクシー利用料金助成について

合併時	現在の上福岡市	対象者は今までどおり①身体障害者手帳1～2級②療育手帳A・A③精神保健福祉手帳1級の方で、変更ありません。
	現在の大井町	③精神保健福祉手帳1級の方も対象になります。

問い合わせ先 上福岡市 障害福祉課(☎261-2611内線171)
大井町 福祉課(☎261-2811内線313)

16 重度身体障害者入浴サービスについて

合併時	現在の上福岡市	身体障害者手帳1～2級の要件に該当する方は対象になります。
	現在の大井町	今までどおり対象は身障者手帳1～2級の方で、変更ありません。

問い合わせ先 上福岡市 障害福祉課(☎261-2611内線171)
大井町 福祉課(☎261-2811内線313)

17 在宅心身障害(児)者への紙おむつ等給付について

合併時	現在の上福岡市	今までどおりで、変更ありません。
	現在の大井町	給付します。

問い合わせ先 上福岡市 障害福祉課(☎261-2611内線171)
大井町 福祉課(☎261-2811内線313)

18 在宅重度心身障害(児)者手当の支給について

合併時	現在の上福岡市	今までどおりで、変更ありません。 ①満20歳未満の方 身体障害者手帳1・2級所持および療育手帳A・Aを所持している方… 月6,000円 身体障害者手帳3・4級所持および療育手帳Bを所持している方… 月4,000円 ②満20歳以上の方 身体障害者手帳1・2級所持および療育手帳A・Aを所持している方… 月6,000円
	現在の大井町	身体障害者手帳1・2級所持および療育手帳A・Aを所持している方は、 月1,000円引き上げられます。 満20歳未満の身体障害者手帳3・4級所持および療育手帳Bを所持している方は、 月4,000円の支給になります。

問い合わせ先 上福岡市 障害福祉課(☎261-2611内線171)
大井町 福祉課(☎261-2811内線313)

19 災害見舞金の支給について

合併時	現在の上福岡市	今までどおり申請により支給で、変更ありません。
	現在の大井町	申請により支給します。

問い合わせ先 上福岡市 福祉課(☎261-2611内線161)
大井町 福祉課(☎261-2811内線295)

20 通学区域について

合併時 現在の上福岡市・大井町ともに今までどおりで、変更ありません。

※市町境の地域は弾力的に対応し、通学区域の緩和を図ります。

問い合わせ先 上福岡市 教育委員会学校教育課(☎261-2611内線633)
大井町 教育委員会学校教育課(☎261-2811内線225)

21 学校給食費について

合併時	現在の上福岡市	今までどおりの月額、小学校3,850円、中学校4,500円に変更ありません。
	現在の大井町	今までどおりの月額、小学校3,900円、中学校4,500円に変更ありません。
平成18年度	現在の上福岡市	月額、小学校3,850円、中学校4,500円で統一します。
	現在の大井町	(現在の上福岡市は変更ありません)

問い合わせ先 上福岡市学校給食共同調理場(☎262-4357)
大井町立学校給食センター(☎261-5564)

22 児童生徒の転出入について

合併時 入学通知・異動通知は市民課窓口で交付されます。

※ふじみ野市役所・ふじみ野市大井総合支所両庁舎の市民課窓口で、転出入や転居の手続きをした時に、入学通知・異動通知が交付されます。

問い合わせ先 上福岡市 教育委員会学校教育課(☎261-2611内線633)
大井町 教育委員会学校教育課(☎261-2811内線225)



23 図書館について

- 名称変更 上福岡市立市民図書館 ▶ふじみ野市立上福岡図書館
大井町立図書館 ▶ふじみ野市立大井図書館
- 開館時間 上福岡図書館 …… 午前9時30分～午後5時(ただし、火・木曜日は午後7時まで)
大井図書館 …… 午前9時30分～午後6時(ただし、土・日曜日及び祝日は午後5時まで)
- 休館日 上福岡図書館・大井図書館 … 月曜日、1月1日～1月4日および12月28日～12月31日、特別整理期間
- 図書利用券 上福岡図書館・大井図書館 … 現在お持ちの利用券は、従来の図書館で継続して使用できます。ただし、上福岡市立市民図書館発行の利用券を大井図書館で、大井町立図書館発行の利用券を上福岡図書館では使用できません。

問い合わせ先 上福岡市立市民図書館(☎262-3710)
大井町立図書館(☎263-1100)

24 公民館について

- 名称変更 上福岡市立上福岡公民館 ▶ふじみ野市立上福岡公民館
上福岡市立西公民館 ▶ふじみ野市立上福岡西公民館
大井町立大井中央公民館 ▶ふじみ野市立大井中央公民館
- 利用受付 上福岡公民館・上福岡西公民館は使用日の2か月前から3日前まで開館中午後5時まで受け付けます(ただし、祝日は受け付けません)。
大井中央公民館の研修棟は、使用する月の2か月前、ホール棟は使用する月の6か月前から開館中いつでも受け付けます。

問い合わせ先 上福岡市立上福岡公民館(☎261-6678)
上福岡市立西公民館(☎266-9501)
大井町立中央公民館(☎261-0648)

25 歴史民俗資料館・郷土資料館について

- 名称変更 上福岡市立歴史民俗資料館 ▶ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館
上福岡市立福岡河岸記念館 ▶ふじみ野市立福岡河岸記念館
大井町立郷土資料館 ▶ふじみ野市立大井郷土資料館

● 開館時間・休館日・入館料等 今までどおりで変更ありません。

問い合わせ先 上福岡市立歴史民俗資料館(☎261-6065)
上福岡市立福岡河岸記念館(☎269-4859)
大井町立郷土資料館(☎263-3111)

26 運動公園について

- 名称変更

上福岡市運動公園	▶ふじみ野市運動公園
上福岡市第2運動公園	▶ふじみ野市荒川第2運動公園
上福岡市びん沼サッカー場	▶ふじみ野市びん沼サッカー場
大井町運動公園	▶ふじみ野市荒川運動公園
- 利用受付

合併時	今までどおりで、変更ありません。
-----	------------------
- 問い合わせ先

上福岡市	運動公園施設管理公社 (☎266-3941)
大井町	総合体育館 (☎264-7711)



27 スポーツ施設について

- 名称変更

上福岡市立駒林体育館	▶ふじみ野市立駒林体育館
上福岡市立上野台体育館	▶ふじみ野市立上野台体育館
大井町総合体育館	▶ふじみ野市立大井総合体育館
- 利用受付

合併時	今までどおりで、変更ありません。
-----	------------------
- 問い合わせ先

上福岡市	教育委員会体育課 (☎261-2611内線647)
大井町	総合体育館 (☎264-7711)

28 ドッグランについて

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。
現在のの大井町	愛犬家協会に入会することにより利用できます。
- 問い合わせ先

上福岡市	環境課 (☎261-2611内線213)
大井町	環境課 (☎261-2811内線246)

29 ごみの分別収集について

- 合併時

現在のの上福岡市・大井町ともに、家庭ごみの分別方法・収集方法は両市町が発行した平成17年度収集カレンダーのとおりで、変更ありません。
- 問い合わせ先

上福岡市	環境課 (☎261-2611内線213)
大井町	環境課 (☎261-2811内線246)

30 清掃センターへのごみの持ち込みについて

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。
現在のの大井町	合併後、次のとおりとなります。
- 処分手数料

家庭ごみ	…無料
事業系ごみ	…10kg/100円
- 搬入日時

月曜日～金曜日(土・日曜日、12月31日～1月3日を除く)
午前9時～11時30分・午後1時～4時
- 問い合わせ先

上福岡市	清掃センター (☎263-3878)
大井町	清掃センター (☎264-9594)

31 集団資源回収事業について

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。
現在のの大井町	今までどおりで変更ありませんが、平成18年1月～3月に実施する集団資源回収の奨励金請求は、3月20日までをお願いします。
- 問い合わせ先

上福岡市	環境課 (☎261-2611内線213)
大井町	環境課 (☎261-2811内線247)

32 市民葬祭事業について

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。(案内窓口は市民課)
現在のの大井町	利用できるようになります。(案内窓口は市民課)
- ※市民葬祭とは…新市ふじみ野市においても、祭壇・お棺・霊柩車・火葬等の標準葬祭用品(仏式)の使用基準額について、市内の指定葬祭業者と協定を結びます。ふじみ野市民はこの制度を利用することにより、葬祭費用を軽減することができます。
- 問い合わせ先

上福岡市	環境課 (☎261-2611内線213)
大井町	環境課 (☎261-2811内線315)

33 広報紙について

- 合併時

市報「ふじみ野」	が発行されます。
----------	----------
- 発行日

今までどおりで、毎月1日の発行になります。
- 配布

今までどおりで、変更ありません。
- 平成18年度から

配布方法に若干の違いがありますので、統一していきます。

- 問い合わせ先

上福岡市	秘書広報室 (☎261-2611内線324)
大井町	企画財政課 (☎261-2811内線302)

34 水道料金について

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。 ※納付書の再発行は下水道課で行いますが、お支払いは銀行でお願いします。
現在のの大井町	今までどおりで、変更ありません。
- ※平成18年度から3年間かけて、平成21年度を目途に料金を統一していきます。
- 問い合わせ先

上福岡市	水道部業務課 (☎261-2611内線282)
大井町	水道課 (☎261-3327)

35 下水道使用料について

- 合併時

現在のの上福岡市	今までどおりで、変更ありません。
現在のの大井町	下表のとおり、現在のの上福岡市の金額に統一します。
- ※平成17年10月～11月分からの適用になります。
- 使用水量m³(2か月あたり)

使用水量m ³ (2か月あたり)	現在のの大井町(税込)	新市料金(税込)
20	1,018円	1,000円
30	1,680円	1,650円
40	2,341円	2,300円
50	3,003円	3,000円
60	3,759円	3,700円

- 問い合わせ先

上福岡市	下水道課 (☎261-2611内線271)
大井町	建設課 (☎261-2811内線277)



36 自転車駐車場の利用について

- 合併時

現在のの上福岡市・大井町ともに	今までどおりで、変更ありません。
-----------------	------------------
- 問い合わせ先

上福岡市	道路課 (☎261-2611内線261)
大井町	建設課 (☎261-2811内線279)